食安発 0 8 0 9 第 2 号 平成 2 2 年 8 月 9 日

(最終改正:平成29年3月17日生食発0317第19号)

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

対ベトナム輸出食鳥肉の取扱いについて

今般、ベトナム政府より、平成22年9月1日以降ベトナムに輸出される食鳥肉に対する衛生証明書の添付について要請があったため、別紙のとおり、「対ベトナム輸出食鳥肉取扱要領」を定めましたので、本要領に基づき対応頂くとともに、関係事業者への周知等について特段のご配慮をお願いします。

対ベトナム輸出食鳥肉取扱要領

平成22年8月9日

1 趣旨

本要領は、ベトナムに輸出される食鳥肉(以下「対ベトナム輸出食鳥肉」という。) について、平成22年9月1日より輸出国の関係当局が発行した食肉衛生証明書の添付 が求められることから、その発行の手続等を定めたものである。

2 対ベトナム輸出食鳥肉

本要領に基づき、対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設として登録された施設で製造された 食鳥の生肉、冷凍肉その他食鳥の生及び冷凍の可食部分(製造の過程において登録施設 以外の施設を経由したものを除く。)

3 対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設の要件

次のいずれかの許可施設であること

- (1)食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)第 3条に基づき、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長(以下「都道府県知 事等」という。)による食鳥処理の事業の許可を受けている施設(同法第16条 で規定する認定小規模食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場を除く。)
- (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づき、食肉処理 業として都道府県知事等の許可を受けている施設

4 対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設の登録

- (1) 食鳥処理施設等の設置者は、対ベトナム輸出食鳥肉を取り扱おうとする場合は、 都道府県知事等に、関係書類を添付して別紙様式1により申請する。
- (2) 都道府県知事等は、(1) の申請を受理したときは、対ベトナム輸出食鳥肉取扱施設として登録するとともに、別紙様式2により厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告する。
- (3) 厚生労働省は、(2) の報告を受けた場合、その登録施設に通しの登録番号を割り振り、その番号を都道府県知事等へ連絡するとともに、その番号並びに施設の名称及び所在地等についてベトナム政府に通知する。
- (4)(3)の通知の発出日以降、当該施設で製造された食鳥肉はベトナム政府により 輸入が認められる。

5 食肉衛生証明書の発行

- (1) ベトナムに食鳥肉を輸出しようとする者は、当該食鳥肉の処理を行った登録施設 を管轄する食肉衛生検査所又は保健所(以下「証明書発行機関」という。)に食肉 衛生証明書(別紙様式3)の発行を申請する。
- (2) 証明書発行機関は、証明しようとする食鳥肉が登録施設で適切にとさつ、解体及 び分割等され、製造の過程において登録施設以外の施設を経由していないことを確認 した上で、食肉衛生証明書を発行する。
- (3) 証明書発行機関は、食肉衛生証明書の原本を申請者に交付するとともに、原本の写しを保存する。
- (4) 未記入の証明書様式については、不正等を防止する観点から、証明書発行機関に おいて適切に管理する。
- (5)発行した食肉衛生証明書の写し及び関係書類は、証明書発行機関において、証明 書発行日から1年間保管する。

6 登録事項の変更

都道府県知事等は、登録施設の設置者等が登録内容について変更したときは、遅滞なく当該変更の内容及び年月日を厚生労働省医薬食品局食品安全部長あて報告する。